

釜石市大平墓園利用案内



釜石市

【大平墓園墓地使用許可証とともに大切に保管してください】

1. 概況

大平墓園は、市の中心市街地より約3kmの距離にあり、大平町の自然林におおわれた丘陵地にある大平墓地公園の南側の一面に位置し、高台からの眺望と自然景観に優れ、東側は釜石大観音から釜石湾を、遠く尾崎半島、鷲ノ巣崎等を望み、北側に釜石市街地、西側に釜石港を、南側は枚根森山～篠倉山～坂木山～鷹巣山を望むことができます。

(1) 位置等



■ 位置

釜石市大字平田第3地割61番125

■ 面積

約 49,760 m² (墓地部分を含む公園全体)

■ 交通

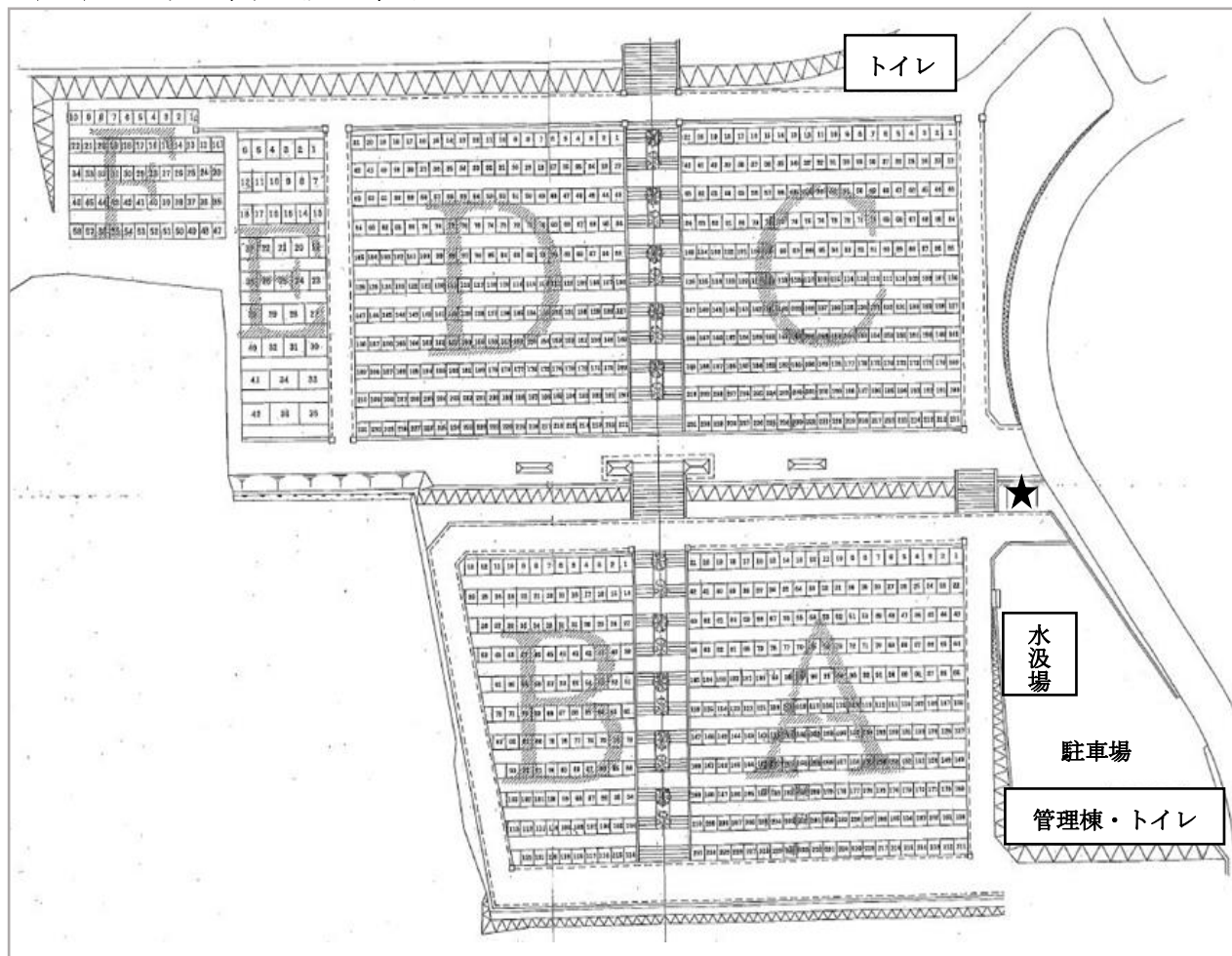
I. バスによるアクセス

釜石駅より岩手県交通バス・上平田方面行乗車、「観音入口」下車、徒歩約5分

I. お車によるアクセス

釜石中央ICより約15分 (無料駐車場有)

(2) 大平墓園施設配置図



※ 墓地の種類と区分

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| A …… 普通墓地で横型墓碑用 | E …… 自由墓地 |
| B …… 普通墓地で横型墓碑用 | F …… 普通墓地で縦型墓碑用 |
| C …… 普通墓地で縦型墓碑用 | ★ …… 東日本大震災物故者納骨堂 (合葬墓地) |
| D …… 普通墓地で縦型墓碑用 | |

※ 普通墓地墓碑例 (横型)



(縦型)



(3) これまでの整備経過

本墓園は、昭和55年12月2日付で都市計画決定された大平墓地公園の一面に計画され、昭和55年度に用地買収、56、57年度に墓域整備が進められ、昭和58年度当初に普通墓地約600区画の墓地造成が完成し、同年6月から供用（使用）開始しています。

昭和60年代以降は、本墓園の需要増加に伴う区画の造成整備を行い、現在の普通墓地と自由墓地は915区画となっています。また、平成30年8月に東日本大震災でお亡くなりになられた身元が判明していない方のご遺骨を安置するため、合葬墓地として東日本大震災物故者納骨堂を設置し、現在の墓園の形態となっています。

港の見える丘墓園として、自然にはぐくまれた良好な環境のもとに整備されたこの墓園には、横型墓碑用墓域と縦型墓碑用墓域とに区画区分された普通墓地と、墓標等の形状等を任意とする自由墓地があります。

普通墓地は、墓碑の規格を統一し、公営墓地としての整然とした明るい環境をつくり出しています。又、墓園の背後は、墓地公園として展望台等の施設が整備されています。

(4) 墓地の種類別区画数

種類及び区分		墓 域	区画数	1区画の面積
普通 墓地	横型	A・B	353区画	A:4m ² B:3m ² 以上4m ² 以下
	縦型	C・D・F	520区画	4m ²
自由墓地		E	42区画	5m ² 以上12m ² 以下
合葬墓地		★	1区画	
合 計			916区画	

2. ご案内

(1) 使用開始時期

墓地使用許可申請書に基づき、墓地使用許可証を交付します。交付後、いつでも使用できます。

墓地使用許可証は、すべての手続きに使用しますので大切に保管して下さい。

(2) 墓地の返還

墓地使用許可証交付後に墓地が不要になった場合は、墓地を市に返還していただきます。その場合、使用料等は、原則としてお返ししません。また、墓地は他人に転貸できません。

(3) 使用料及び管理料

使用料は、使用許可申請時に納めていただきます。

管理料は、墓地の維持管理費として、年1回納めていただきます。管理料の納入には口座振替、又は現金による納入ができます。現金による納入は、送付する納付書により、全国のコンビニ、東北6県の郵便局又はゆうちょ銀行、指定金融機関又は市各出張所のいずれかで、定められた期限までに納めて下さい。金額を令和2年4月に改定しています。

種類	墓域	面積	使用料	管理料
普通墓地	A・B・C・D・F	B：3㎡以上4㎡以下 その他：4㎡	1㎡につき 112,500円	1㎡につき 620円
自由墓地	E	5㎡以上12㎡以下		

(4) 使用上の注意

- 1 普通墓地には、カロート（納骨設備）が付いており、整然とした美観を保つため墓域ごとに墓碑の型、規格が定められています。
- 2 普通墓地には、囲障や上屋等を設けたり、樹木を植えることはできません。
- 3 墓地に焼骨を埋蔵、改葬する場合には、それぞれ届出が必要です。必ず許可を得てから納骨して下さい。
- 4 墓地を使用している方が次に該当するような場合、墓地の使用許可を取り消すことがあります。
 - (1) 墓地の使用者が、3ヵ年以上管理料を納めないとき
 - (2) 墓地の使用者が、使用個所の権利を譲渡、又は転貸したとき
- 5 墓碑等の建立費用は、個人（使用者）の負担です。なお、施工事業者の指定はありません。
- 6 墓地の使用に際しては、使用許可証に記載してある注意事項並びに墓園条例・規則の内容を厳守して下さい。

(5) 使用上の諸手続

手続きの種類	必要書類	提出先
墓標等の設置 ※施工業者の 代行手続きが 可能	1 墓標等設置許可申請書	市生活環境課
	1 墓標等設置工事着手届	墓園管理事務所
	1 墓標等設置工事竣工届	墓園管理事務所
焼骨の埋葬・ 改葬	1 大平墓園使用許可証 2 埋葬許可証又は改葬許可証	墓園管理事務所
使用者の住所 変更	1 墓地使用許可証 2 使用許可証記載事項変更届 3 住民票（市外への住所変更の場合） 4 戸籍謄本（氏名・本籍の変更の場合）	市生活環境課
使用者の変更 (承継)	<使用者が死亡した場合> 1 墓地使用許可証 2 墓地使用権承継届 3 新使用者の住民票（市外在住の場合） 4 前使用者の死亡及び承継権利者全員の 関係を確認できる戸籍(除籍・改正原) 謄本 5 他の承継権利者の同意書	市生活環境課
	<使用者が存命中の場合> 1 墓地使用許可証 2 墓地使用権承継届 3 新使用者の住民票（市外在住の場合） 4 前使用者及び承継権利者全員の関係を 確認できる戸籍(改正原)謄本 5 使用者の承諾書及び他の承継権利者の 同意書	
墓地の返還	1 墓地使用許可証 2 墓地返還届	市生活環境課

※すべての届出に認印が必要です。

(6) 問い合わせ先

【釜石市市民生活部生活環境課市民生活係】

〒026-8686 釜石市只越町3丁目9番13号

TEL 0193-27-8451（直通）

【大平墓園 管理事務所】

〒026-0001 釜石市大字平田第3地割61番125

TEL 0193-24-2560

墓地、埋葬等に関する法律（抄）

（昭和 23 年 5 月 31 日法律第 48 号）

第 1 章 総則

（法律の目的）

第 1 条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠 4 箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可をうけた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。

第 2 章 埋葬、火葬及び改葬

（埋葬、火葬又は改葬の許可）

第 5 条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

（昭 4 5 法 1 2 ・全改、平 1 1 法 1 6 0 ・一部改正）

附 則

（施行期日）

第 2 3 条 この法律は、昭和 2 3 年 6 月 1 日から、これを施行する。

○釜石市墓園条例

昭和56年12月21日

条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)及びその他の法令に定めがあるものを除くほか、墓園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 墓園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
釜石市大平墓園	釜石市大字平田第3地割61番125
桑ノ浜第二公葬地	釜石市箱崎町第13地割4番38、4番39、4番48、4番65及び4番66

(平25条例32・令2条例15・一部改正)

(種類及び区画)

第3条 墓園内の墓地(以下「墓地」という。)の種類及び区画は、別表第1のとおりとする。

(令2条例15・全改)

(使用できる者の資格)

第4条 墓地を使用することができる者は、次に掲げる者とする。ただし、規則で定める相当の理由があると市長が認めたものについては、この限りでない。

- (1) 釜石市大平墓園 市の区域内に住所を有する者とする。
- (2) 桑ノ浜第二公葬地 市内に所在する墓地等に墳墓を有していた者で、東日本大震災(以下「震災」という。)の津波により当該墳墓が損壊したものとする。

2 合葬墓地の使用は、震災により死亡した身元不明者の焼骨を埋葬及び埋蔵する場合とする。

(平29条例36・令2条例15・一部改正)

(使用の許可)

第5条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、墓地の使用を許可したときは、その者に許可証を交付するものとする。

(使用料)

第6条 前条の規定により墓地の使用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を、使用許可と同時に納めなければならない。

(令2条例15・全改)

(管理料)

第7条 第5条の規定により使用者(墓地の使用の許可を受けた者又は第11条第2項に規定する墓地を使用する権利を承継した者をいう。以下同じ。)は、墓地の使用許可を受けた日の属する会計年度から、毎年度ごと別表第2に定める管理料を納めなければならない。

(令2条例15・全改)

(墓標等の設置)

第8条 使用者は、規則の定めるところにより、墓地に墓碑、形像等の墓標その他の施設を設置することができる。

(埋葬許可証等の提出)

第9条 使用者は、埋葬又は焼骨の埋蔵をしようとするときは、あらかじめ、埋葬許可証又は改葬許可証を市長に提出しなければならない。

(令2条例15・一部改正)

(使用の制限等)

第10条 使用者は、その墓地を他の使用者の墓地と合わせて使用してはならない。

2 市長は、墓園の管理上特に必要があると認めたときは、使用者に対し、墓地の使用について条件をつけ、又は必要な措置を命ずることができる。

(墓地使用权の譲渡禁止等)

第11条 墓地を使用する権利(以下「墓地使用权」という。)は、次項に定める場合を除くほか、譲渡し、又は転貸してはならない。

2 墓地の使用の許可を受けた者から祖先の祭祀を主宰すべき者に墳墓の所有権の承継が行われたときは、その承継の時に、墓地使用权についても承継が行われたものとみなす。墓地使用权の承継者から祖先の祭祀を主宰すべき者に墳墓の所有権の承継が行われたときも、同様とする。

3 前項の規定により墓地使用权を承継した者は、規則の定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(墓地の返還)

第12条 使用者は、墓地を使用しなくなったときは、直ちに市長に届け出て、使用者の費用で墓地を原状に復して返還しなければならない。ただし、現状のままで返還することについて市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 使用者が前項本文の規定による措置を行わなかった場合には、市長がこれを代行し、そ

れに要した費用を使用者から徴収する。

(令2条例15・一部改正)

(使用許可の取消し)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、墓地の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 墓地を墳墓以外の目的に使用したとき。
- (2) 管理料を3年以上滞納したとき(次条第1項の規定に該当する場合を除く。)
- (3) 第9条、第10条若しくは第11条第1項又はこの条例に基づく墓地の使用に関する規則の規定に違反したとき。

2 前項の規定による使用許可の取消しは、使用者に対するその旨の通知をもってしなければならない。

3 第1項の規定により使用の許可を取り消されたときは、使用者であった者の費用で速やかに、墓地を原状に復して、返還しなければならない。

4 前条第2項の規定は、使用者であった者が前項の規定による措置を行わなかった場合について準用する。

(令2条例15・一部改正)

(墓地使用権の消滅)

第14条 使用者の住所が不明となった場合又は使用者である者が不明となった場合においては、その住所又は使用者である者が不明となったことを市長が知った日から8年を経過した日にその墓地にかかる墓地使用権は、消滅するものとする。

2 市長は、墓地使用権の消滅した墓地に埋葬された死体又は埋蔵された焼骨を一定の墓地に改葬するとともに、その墓地に設置された墓碑、形像等の墓標その他の施設を除去するものとする。

(移転)

第15条 市長は、墓園の管理、市の事業施行等のために墓地を使用する必要がある場合は、当該墓地にかかる墳墓を他の墓地に移転させることができる。

2 前項の場合において、墳墓の移転に要する費用は、市において負担する。

(令2条例15・一部改正)

(使用料等の還付)

第16条 第12条第1項及び第13条第1項に規定する場合において、既納の使用料及び管理料は還付しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は

一部を還付することができる。

(令2条例15・一部改正)

(使用料又は管理料の減免)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条に規定する使用料又は第7条に規定する管理料を減額又は免除することができる。

- (1) 規則で定める者が使用するとき。
- (2) 市長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により、使用料又は管理料の減額又は免除を受けようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。

(令2条例15・全改)

(行為の禁止)

第18条 墓園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 墓園の設備若しくは、墓標、その他の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) はり紙若しくははり札をし、又は広告をすること。
- (3) 指定された以外の場所へ車を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (4) 行商その他これに類する行為をすること。
- (5) 前各号に掲げるものを除くほか、墓園の管理に支障がある行為をすること。

(令2条例15・一部改正)

(損害賠償)

第19条 墓園を使用する者は、故意又は過失により当該施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(令2条例15・追加)

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当するものに対しては、50,000円以下の過料を科する。

- (1) 第5条の規定による許可を受けずに墓地を使用した者
- (2) 第9条の規定による提出を怠った者
- (3) 第18条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

2 詐偽その他不正な行為により使用料又は管理料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。

(令2条例15・旧第19条繰下・一部改正)

(準用)

第21条 墓園の管理については、この条例を定めるもののほか、釜石市大平墓園については、釜石市都市公園条例(昭和49年釜石市条例第25号)の規定を準用する。

(令2条例15・旧第20条繰下・一部改正)

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(令2条例15・旧第21条繰下)

附 則

- 1 この条例は、昭和57年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後第5条第1項の規定による墓地の使用を許可するまでの間において、市長が墓地の予約公募を行う場合には、第6条の規定にかかわらず別表第2に定める額の2分の1の範囲内で使用料を納めさせることができる。

(令2条例15・一部改正)

附 則(平成9年9月17日条例第18号)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成11年12月14日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月14日条例第9号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月21日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の釜石市墓園条例の規定は、平成24年11月12日から適用する。

附 則(平成26年3月20日条例第9号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月15日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月17日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(釜石市墓園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第12条の規定による改正後の釜石市墓園条例第7条の規定は、令和2年度以後の年度分の墓地管理料から適用し、令和元年度分までの墓地管理料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月19日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の釜石市墓園条例第7条及び別表第2の規定は、令和2年度以降分の管理料から適用し、令和元年度分までの管理料については、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)

(令2条例15・追加)

名称	種類	区画
釜石市大平墓園	普通墓地	3平方メートルから4平方メートルまで
	自由墓地	5平方メートルから12平方メートルまで
	合葬墓地	10.2平方メートルまで
桑ノ浜第二公葬地	自由墓地	4平方メートル

別表第2(第6条、第7条関係)

(令2条例15・追加)

名称	使用料	管理料
釜石市大平墓園 (合葬墓地を除く。)	1平方メートルにつき112,500円	1平方メートルにつき620円
桑ノ浜第二公葬地	1平方メートルにつき13,500円	1平方メートルにつき250円

○釜石市墓園条例施行規則

昭和58年3月22日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、釜石市墓園条例(昭和56年釜石市条例第25号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第4条ただし書に規定する相当の理由)

第2条 条例第4条ただし書に規定する規則で定める相当の理由は、次に掲げるものとする。

(1) 釜石市大平墓園

ア 使用者が市の区域外に住所を移転したとき。

イ 市の区域外に住所を有する者が釜石市大平墓園内の墓地(以下ウにおいて「大平墓園内墓地」という。)に存する墳墓の所有権を承継したとき。

ウ 市の区域内に本籍を有する者が大平墓園内墓地の使用を希望するとき。

エ アからウまでに規定するものを除くほか、市の区域外に住所を有する者で市長が認めるとき。

(2) 桑ノ浜第二公葬地

ア 条例第5条第2項に規定する許可証の交付を受けておらず、市の区域内に住所又は本籍を有する者で市長が認めるとき。

イ 市の区域内に住所又は本籍を有する者が桑ノ浜第二公葬地内の墓地に存する墳墓の所有権を承継したとき。

ウ ア及びイに規定するものを除くほか、市の区域外に住所を有する者で市長が認めるとき。

(令2規則9の2・全改)

(使用許可の申請)

第3条 条例第5条第1項の規定により条例第3条に規定する墓地(以下「墓地」という。)の使用許可を受けようとするときは、墓地使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(令2規則9の2・全改)

(許可証)

第4条 条例第5条第2項に規定する許可証は、墓地使用許可証(様式第2号)とする。

(墓標等の設置基準)

第5条 墓地に設置する墓碑、形像等の墓標その他の施設(以下「墓標等」という。)は、次の各号に掲げる墓地の種類に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

(1) 釜石市大平墓園

ア 普通墓地

- (ア) 墓標、墓誌及び塔婆立の形状及び細部寸法は、別表のとおりとする。
- (イ) 墓標、墓誌及び塔婆立の設置は、1区画1基とする。
- (ウ) 塔婆立の設置場所は、墓標の裏とする。
- (エ) 囲障、上屋等は、設けないこと。
- (オ) 樹木は、植えないこと。

イ 自由墓地

- (ア) 墓標等の形状及び寸法は、任意とする。
- (イ) 囲障の高さは、地面から100センチメートル以内とする。
- (ウ) 盛土は、しないこと。
- (エ) 樹木は、植えないこと。

(2) 桑ノ浜第二公葬地

- ア 墓標等の形状及び寸法は、任意とする。
- イ 囲障、上屋等は、設けないこと。
- ウ 盛土は、しないこと。
- エ 樹木は、植えないこと。

(令2規則9の2・全改)

(墓標等の設置許可の申請)

第6条 墓地に墓標等を設置しようとするときは、あらかじめ、墓標等設置許可申請書(様式第3号)に墓標等の設計図を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、すみやかに審査し、当該申請にかかる墓標等が前条の規定に適合していると認めたときは、遅滞なく許可するものとする。

(墓地使用权承継の届出)

第7条 条例第11条第3項の規定による墓地使用权を承継した者は、墓地使用权承継届(様式第4号)を提出しなければならない。

(令2規則9の2・全改)

(住所移転の届出)

第8条 使用者は、住所を移転したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(平18規則3・一部改正)

(墓地返還の届出)

第9条 条例第12条第1項の規定による墓地を返還する者は、墓地返還届(様式第5号)を提出しなければならない。

(令2規則9の2・全改)

(使用料又は管理料の減免)

第10条 条例第17条第1項第1号の規則で定める者は、桑ノ浜第二公葬地を使用しようとするもので、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に所在する墓地等に墳墓を有していた者で、東日本大震災の津波により当該墳墓が損壊したもの 使用料及び管理料の免除
- (2) 条例第5条第2項に規定する許可証の交付を受けておらず、市の区域内に住所又は本籍を有する者で市長が認めるもの 使用料及び管理料の免除
- (3) 市の区域内に住所又は本籍を有する者が桑ノ浜第二公葬地の墓地に存する墳墓の所有権を承継したもの 管理料の免除

2 条例第17条第2項の規定による使用料又は管理料の減額又は免除を受けようとする者は、墓地管理料減免申請書(様式第6号)を提出しなければならない。ただし、前項で定めるものにあつては、令和3年3月31日までに提出しなければならない。

(令2規則9の2・全改)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年9月5日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年2月10日規則第3号)

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

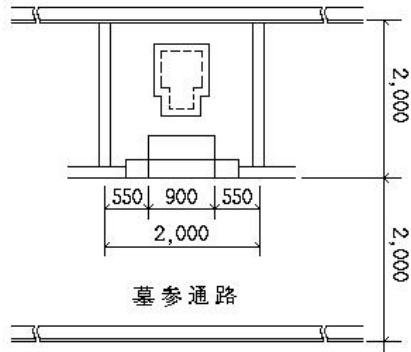
附 則(令和2年4月1日規則第9号の2)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

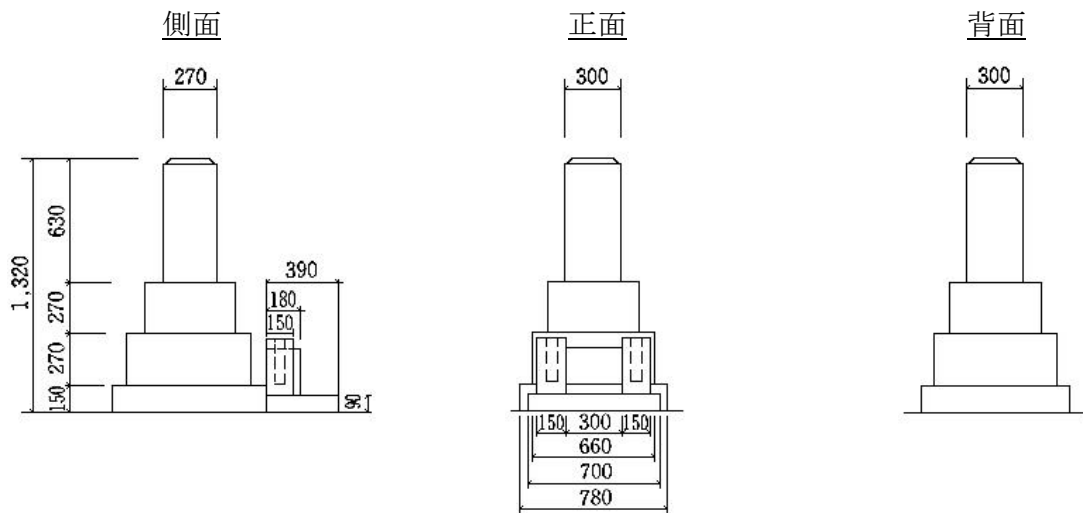
別表(第5条関係) 墓標等の形状及び寸法

(平12規則41・平18規則3・一部改正)

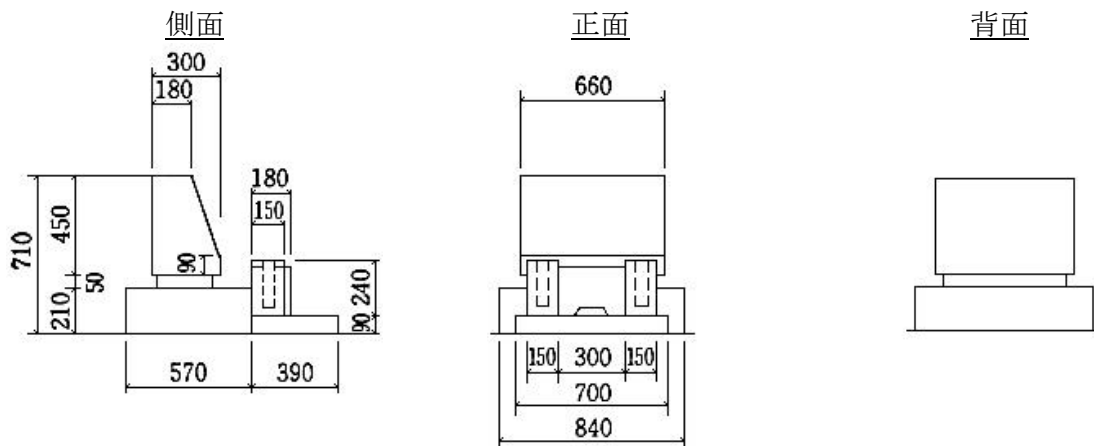
(普通墓地)



(縦型墓碑)

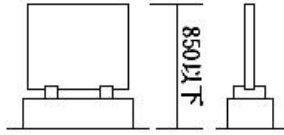


(横型墓碑)

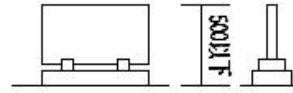


(墓誌)

(1) 縦型墓碑の場合



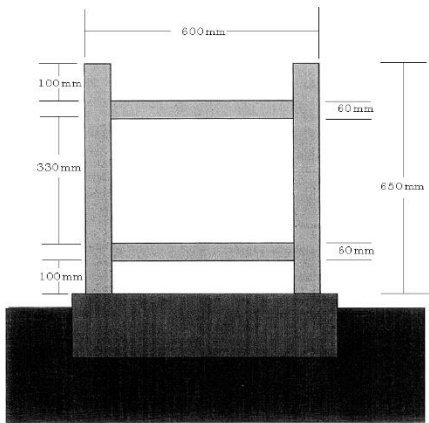
(2) 横型墓碑の場合



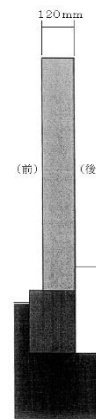
備考：単位はミリメートルとする。

(塔婆立)

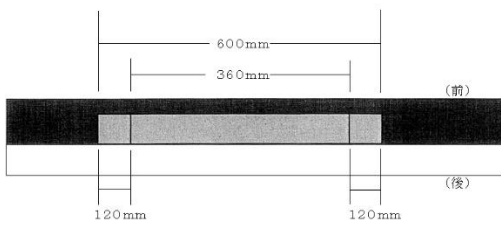
(正面)



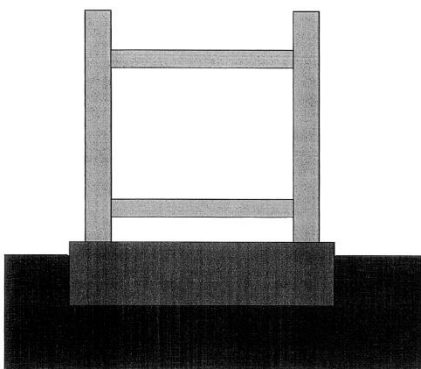
(側面)



(上部)



(背面)



※注意

- 1 規格は縦型、横型共通とする。
- 2 材質は石材とし、一切の意匠を認めないものとする。
- 3 塔婆差し部分の穴数は任意とし、穴の形状は円形又は方形の簡素なものとする。
- 4 安定性を高めるため塔婆立背面は墓参通路の縁石に付けること。
- 5 塔婆立の基礎部分はカロートの高さに合わせること。

問 い 合 わ せ 先

【釜石市市民生活部生活環境課市民生活係】

〒026-8686 釜石市只越町3丁目9番13号

TEL 0193-27-8451 (直通)

【大平墓園 管理事務所】

〒026-0001 釜石市大字平田第3地割61番125

TEL 0193-24-2560

発行：釜石市市民生活部生活環境課